

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

吉賀町立吉賀中学校

1. はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど多岐にわたる。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶ってしまったりするケースがある。このような中で学校には、全職員が「いじめが起きているかもしれない」という危機感を常にもち、組織的にいじめ撲滅に向け尽力する責務がある。

そこで、生徒が意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ※「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ※「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」との認識
- ※「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ※「いじめ防止に対しては、みんなで動く・すぐに動く」との認識

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間外れ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

3. めざす生徒像

自他を大切にし、共に自らの可能性を広げる生徒

- ・誠実な生徒（誠実でまごころをもって尽くすことのできる生徒）
- ・自ら行動できる生徒（主体的に学び、考え、行動のできる生徒）
- ・新たな表現のできる生徒（視野を広げ、自分の考えを表現する生徒）
- ・学び合い高め合う生徒（互恵的に相互に高め合う生徒）

4. めざす教師像

- ・学校教育目標の具現化と実現に努める教職員
- ・保護者・地域と共に生徒の可能性を広げる教職員
- ・生徒の心に寄り添い良さを伸ばす教職員
- ・自他の人権と尊厳を大切にし、誠実な教職員

5. 具体的方策

(1) いじめ防止に関する措置（未然防止）

- ①「いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）」を設置する。
- ②「生徒が考える授業、生徒が疑問や課題を追求し表現する授業、生徒が高め合う授業」を

目指す。（ユニバーサルデザインによる授業づくり、学び合いによる授業づくり、個に応じた指導形態の工夫、家庭学習との連携 など）

- ③担任を中心として生徒の思いに触れる機会を数多く設けるとともに、「アンケートＱ－Ｕ」等を活用した実態把握と対応策を検討・実行する。
- ④特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（ＳＣ）を中心とした教育相談体制の充実を図る。
- ⑤「吉賀町学校支援アドバイザー」等、外部の専門家を招いての校内研修を実施する。
- ⑥生徒会を中心に人権集会やルール作り等、互いを大切にする実践に取り組む。
- ⑦保護者や地域と連携した道徳教育・キャリア教育の充実を図り、人との関わりの中で自分の生き方を考える場を設ける。
- ⑧異年齢間の交流活動をとおして、共感する心や自己有用感の育成に努める。
- ⑨学校評価でいじめに関する実態を把握し取組の分析・改善を図る。

（２）いじめに対する措置（いじめ発生時）

「いじめ問題対策協議会」（メンバーは防止対策委員会と同じ）を設置する。学校は、町教育委員会に事実関係を報告する。教育委員会が設置する「吉賀町いじめ問題対策連絡協議会」は学校への支援を行う。

①いじめられた生徒への対応

- ア．該当生徒の思いを受け、人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導するとともに、記録を残す。
- イ．ネット上の不適切な書き込み等が発見された場合は、直ちに削除する。
- ウ．保護者に対して、事実を説明し、再発防止体制について理解を得る。
- エ．いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実を報告し、サポートチームを編成して解決に向けた支援を行う。
- オ．養護教諭やスクールカウンセラー、医師と連携しメンタルヘルス・ケア等を行う。
- カ．欠席した場合には、学習補償のためのプログラムを編成する。
- キ．家庭訪問を実施し、生徒に安心感をもたせるよう努める。

②いじめた生徒への対応

- ア．事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。
- イ．該当生徒の思いも含めて、いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ．いじめを見ていた生徒に対しては、知らせる勇気をもつよう指導する。
- エ．家庭に連絡し、指導経過の報告と家庭の様子確認を行い、今後の指導に活かす。

③学校としての取組

- ア．いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ．学級指導の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ．情報モラル教育や保護者への啓発を早急に図る。
- エ．学校公開の実施や意見交換会等、保護者や地域と課題を共有し、地域ネットワークを活用しながらいじめ防止に取り組む。

（３）いじめに対する措置（重大事態発生時）

①重大事態とは、次のいずれかに該当あるいは発生の疑いがある場合である。

- ア．生徒が自死を企図した場合
- イ．生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ．生徒が身体に重大な障害を負った場合
- エ．生徒が金銭を奪い取られた場合
- オ．いじめにより、生徒が相当の期間（３０日を目安）学校を欠席することを余儀なく

されている疑いがある場合。
カ. 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

②重大事態への対応

ア. 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。教育委員会は重大事態発生
の報告を受けて、いじめられたとされる生徒の保護者の意向を踏まえ学校と協議し、そ
の事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

※調査は、教育委員会が主体となっていく場合と、学校が主体となっていく場合が考え
られる。

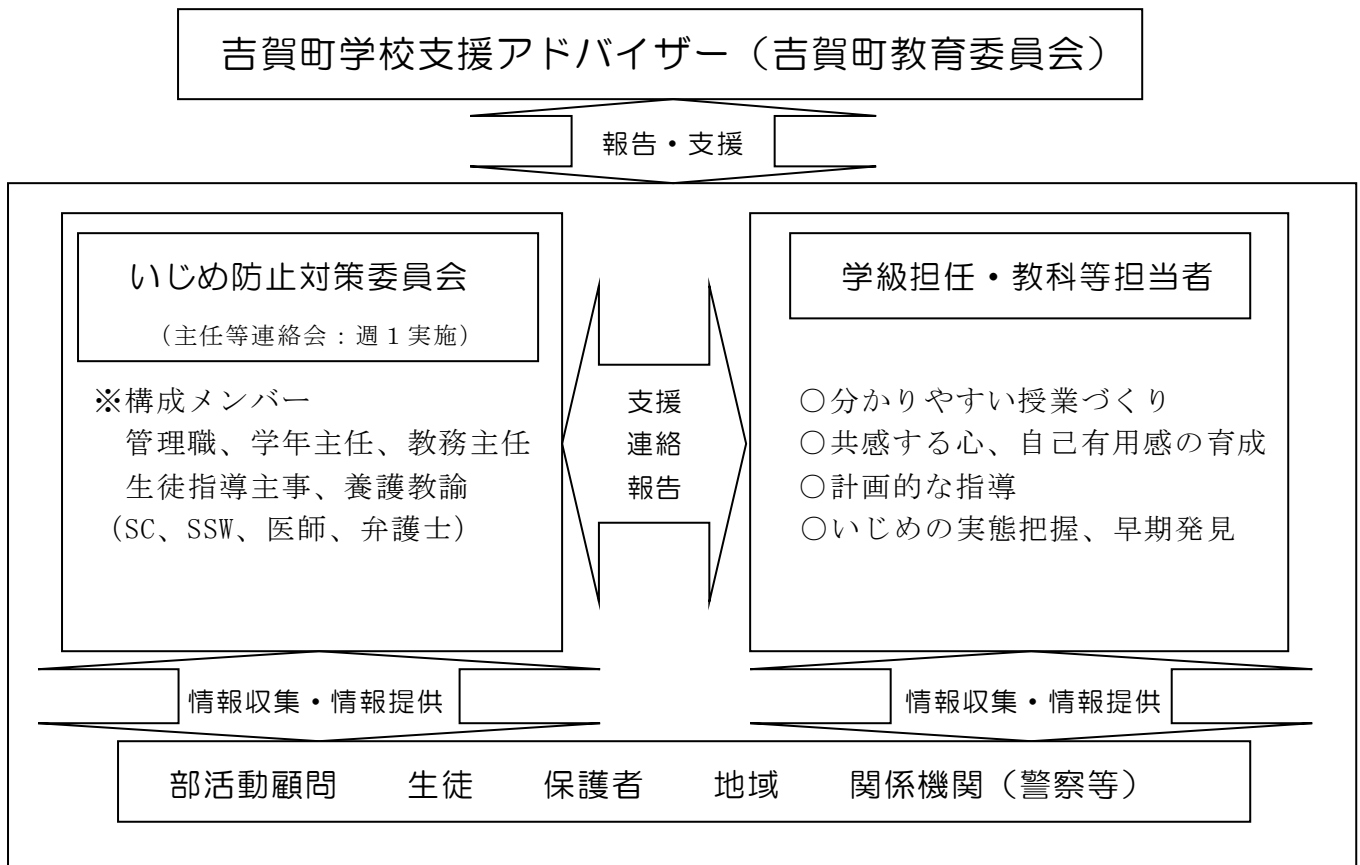
イ. 校内では、弁護士、精神科医、SC、SSW（スクールソーシャルワーカー）等の
専門的知識を有する第三者を加えた「いじめ問題緊急対策協議会」を設ける。

ウ. 全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、対策協議会に
速やかに提出する。いじめを受けた生徒やその保護者の所見も合わせて提出する。

エ. いじめを受けた生徒及び保護者に対して、個人情報保護に関する法律等を踏まえ
ながら情報を提供し、説明責任を果たす。

オ. 「吉賀町いじめ防止等対策審議会」と連携して報道機関に対応する。「迅速」「嘘
や小出しはしない」「シンプルなメッセージを発信する」ことに留意する。

いじめ防止体制【５－（１）平常時】



いじめ防止体制【５－（２）いじめ発生時】

吉賀町いじめ問題対策連絡協議会（吉賀町教育委員会）

報告・支援

いじめ問題対策協議会

◎事実確認・調査・情報収集・情報提供

【内容】「誰がどう動くのか」の決定・全職員の共通理解

【留意事項】情報の一本化、窓口の一本化、対策と立案の指示（管理職）

いじめられた生徒・保護者

『あなたを絶対に守る』

- 身柄の安全確保
- 思いに寄り添い、安心して告白できる信頼
- 絶対に守るという意思表示
- 学習環境の確保

いじめた生徒・保護者

『いじめは絶対に許されない』

- 思いを含めた事実の丁寧な確認
- 被害者への謝罪
- 家庭での様子の把握
- 今後の見通し

報告・連絡・相談

各担任 部活動顧問 生徒 保護者 地域 関係機関（警察等）

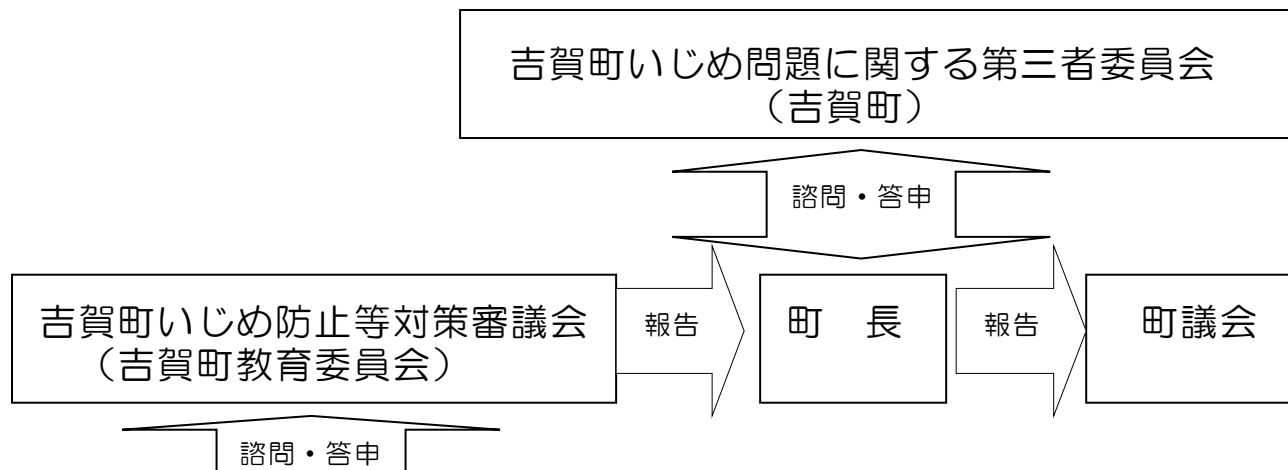
いじめの解消

事後観察・支援の継続

学校評価

（継続した情報交換・支援） （日常観察・ＳＣ等との連携） （取組の分析と改善）

いじめ防止体制【５－（３）重大事態発生時】



いじめ問題緊急対策協議会

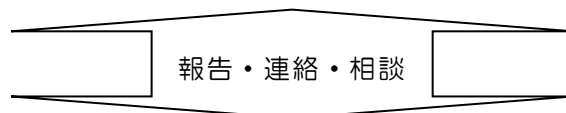
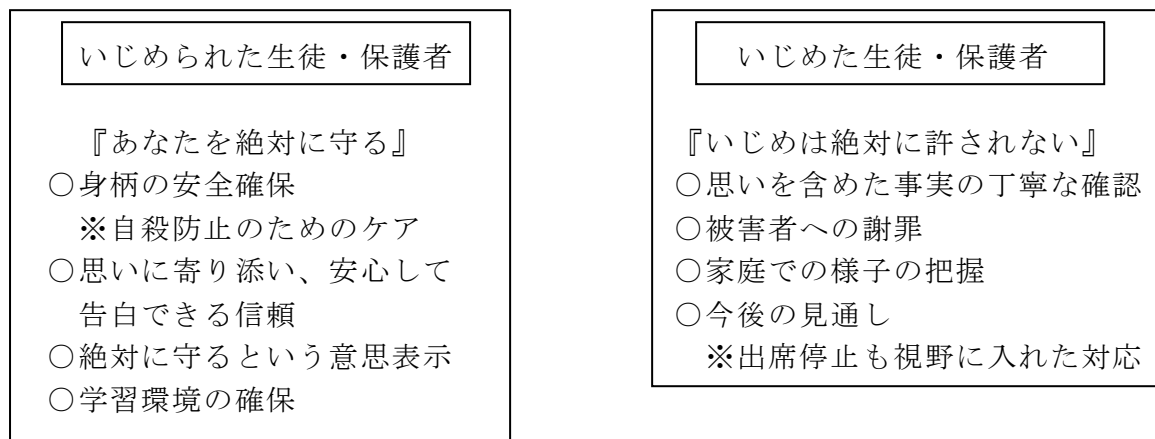
【構成メンバー】

- ① 校 内 校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、
 - ② 関係機関 SC、SSW、医師、弁護士、警察 等
 - ③ 吉賀町教育委員会 学校教育担当者
- ※必要に応じて、校内サポートチーム（校長、教頭、養護教諭、SC、PTA役員）を設ける。

◎事実確認・調査・情報収集・情報提供

【内容】「誰がどう動くのか」の決定・全職員の共通理解

【留意事項】情報の一本化、窓口の一本化、対策と立案の指示（管理職）



各担任 部活動顧問 生徒 保護者 地域 関係機関（警察等）

報道機関への対応

事後観察・支援の継続

学校評価

（教育委員会との連携）（日常観察とケア・関係機関との連携）（取組の分析と改善）